

# 四日市市立三重平中学校いじめ防止基本方針

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

## いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ○ 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

#### 1 いじめの防止

生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

- (1) 「わかる」「できる」を実感できる互いに学び合う授業づくりを進めます。
- (2) 「平っ子タイム」等を通して、どの子にとっても安心して過ごせる居心地のよい学級集団づくりを進めます。
- (3) 自分も他者も大切に、互いのよさを認め合い、支え合い励まし合える良好な人間関係づくりを進めます。

#### 2 いじめ防止啓発

- (1) 『いじめ』に関する指導の手引（四日市市教育委員会）をはじめとした種々の資料を有効活用していきます。
- (2) 教職員の人権意識の高揚を図る取り組みを進めるとともに、いじめについての共通理解を図っています。
- (3) 「いじめ発生時のフロー図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (4) 保護者への啓発資料の配布や関係機関の周知を図ること、正しいSNSの利用等についての授業や研修会を実施することを通じて、学校とともにいじめ問題について考える機会を作ります。

#### 3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的に生徒との対話や観察に努め、生徒の変化やサインに気づくため、ステップアップノートの日記等を活用します。
- (2) いじめ等の問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営に取り組みます。
- (3) 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (4) 「いじめ調査」年3回、「学級満足度調査（Q-U調査）」年2回を実施し、生徒一人ひとり及び学級の状況を把握しています。
- (5) これらの調査を基に教育相談を行い、生徒の心の状況を把握し不安や心配事等の心の状況を把握しています。
- (6) 状況に応じてSC（スクールカウンセラー）とともに心のケアを行います。また、SSW（スクールソーシャルワーカー）や専門機関とも積極的に連携していきます。

#### 4 いじめ事案に対する対応

把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。また、個々の行為がいじめに当たるか否かは、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断します。

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で調査を行います。
- (2) 被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、傍観的立場に立つことがいじめの助長につながることに、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に報告し、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。また、必要に応じて、「四日市いじめ問題対策連絡協議会」と協議及び情報交換を行います。

### ○ いじめ防止のための校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組みます。また、解消要件、認知漏れがないかの確認を行います。構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、SC、SSWとします。必要に応じて、コミュニティースクール運営協議会代表にも委員会への参加を依頼します。

- (2) 「生徒指導委員会」を定期的に行い、学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

### ○ 保護者と生徒の役割

#### 1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう声かけをし、日頃からいじめ被害等悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々等生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、協力していじめをなくすよう取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

#### 2 生徒として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めましょう。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、その生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談すること等に努めましょう。

### ○ 重大事態発生時の対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合、相当期間にわたり被害生徒が欠席することを余儀なくされている場合等の重大な事態が発生した場合については、次のように厳正に対応します。

- (1) すみやかに四日市市教育委員会に事案発生時の報告をするとともに、いじめ防止対策委員会において調査を実施します。
- (2) 事案に応じて、学校警察連絡制度により警察と連携したり、様々な関係機関と連携したりしながら、適切に問題の解決を図っていきます。

